

二戸労働基準監督署ニュース

1 STOP! 転倒災害

令和元年10月4日から
岩手県最低賃金790円

転倒災害への警戒を強める時季となってまいりました。

(転倒災害発生件数)

	平成28年	平成29年	平成30年
災害発生件数	145	147	142
転倒災害件数	30	25	23
比率	20.7%	17.0%	16.2%

このように、転倒災害は例年管内の労働災害の15~20%程度を占めています。

「STOP! 転倒災害プロジェクト」に則り、転倒災害防止に努めてください。

(転倒災害防止に有効な措置)

- ・十分な照度を確保する。・耐滑性のある靴を選ぶ。・階段は手すりをもって昇降する。
- ・ヒヤリハットを活用して転倒しやすい場所の危険マップを作製する。
- ・段差のある場所を標識等で注意喚起する など

11月以降においては、凍結防止による滑り止めの徹底もよろしくお願いします。

2 平成31年1月から令和元年9月までの労働災害発生状況（速報）

(平成31年(令和元年))

	製造業	建設業	道路貨物運送業	林業	小売業	社会福祉施設	全産業合計
1月～6月	15	16	5	6	7	5	79
7月	5	2	0	0	0	1	9
8月	1	0	2	1	0	0	7
9月	2	1	1	1	0	0	6
合計	23	19	8	8	7	6	101

(注) 本件数は速報値のため昨年実績との比較はできませんが、昨年同期の速報値で比較した場合、労働災害は全体で8件減少し、建設業は15件(約44%)減少しています。

<労働災害事例①> 食料品製造業（同種事例複数あり）

食品加工機械の刃部に食材が詰まったときに、安全カバーを外して刃部に指を近づけて詰まった食材を取り除いたところ、詰まりを解消した瞬間に刃部が動いて指を切った。

(原因) 機械の運転停止をしていなかったこと。

(対策) 詰まり解消のため刃部に手指を近づける必要がある場合には必ず機械の運転を停止させること。機械の運転停止が難しい場合には治具を用いること。

<労働災害事例②> 建設業

屋根上で作業をしていたとき、足を滑らせて墜落した。

(原因) 親綱が張られておらず、墜落制止用器具を使用できなかったこと。

(対策) 墜落制止用器具を使用できる設備を設け、同器具の使用を徹底すること。

<労働災害事例③> 建設業

移動はしごを昇降していたところ、はしごがずれてバランスを崩し墜落した。

(原因) 移動はしごの固定が不十分であったこと。

(対策) 使用する設備をローリングタワー等に変更すること。

設備変更が困難な場合は、はしごの立掛け時に傾斜角75度、上端の突き出しを60cm以上とし、下部を他の作業者が支えるなどして固定すること。

3 建設業労働災害ゼロ化計画による合同安全パトロール

管内における建設業の労働災害ゼロ化を図るため、令和元年9月25日に国土交通省東北地方整備局釜石港湾事務所久慈港出張所と二戸労働基準監督署が合同で安全パトロールを実施しましたので、好事例、指摘事項を紹介します。

<パトロール① 被覆ブロック製作工事>

好事例

- ①重機（ドラグショベル）の運転席への昇降時における転倒及び墜落災害を防止するため、昇降設備（手すり）及び運転席の足元に滑り止めを設けていること。（写真1）
- ②製作中の被覆ブロックの周囲に設置した足場に昇降するためのタラップに手すり（写真2）を設け、複数人での搭乗を禁止する旨の掲示（写真3）を行うことで、安全に昇降できるようにしていること。
- ③玉掛者、合図者はヘルメットにバンドをつけており、クレーンの運転席からでもこれらの者がどこにいるのか視覚的にわかるようにしていること。

写真1



写真 2



写真 3



指摘事項

- ①ホイルローダーの運転席から離れる際にはバケットを最低降下位置まで下げる。
- ②インターネット等で入手した点検様式を用いる場合には、現場内で使用した設備に適した内容になっているかを確認した上で使用すること。

<パトロール② ケーソン製作工事>

好事例

- ①転倒災害防止のため、床面のボルト等の突起物にカラーべーを巻いて目印をつけることで注意喚起を行っていること。（写真 4）
- ②鉄筋の先端にキャップを取り付けることで、鉄筋組立中の不意の接触による負傷を防止していること。（写真 5）
- ③元請企業内で実際に発生した重大災害の事例等を朝礼場所等に掲示し、水平展開することによって労働災害防止に努めていること。

写真 4

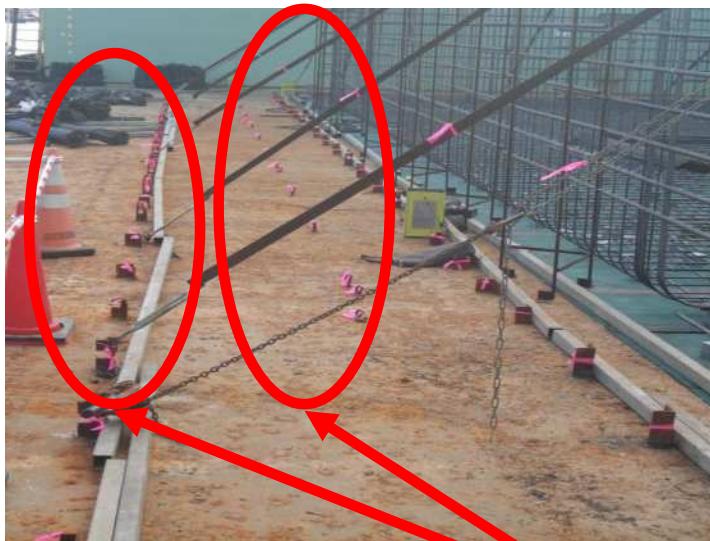


写真 5



STOP!
転倒災害!

床面の突起部分につけられたカラーべーの目印

4 労働基準法施行規則の改正（労働条件明示）

労働基準法では、労働契約を結ぶ際に、使用者（雇用主）が労働者に労働条件を明示するよう義務付けられています。今回の改正ではその明示の方法が変更されました。

概要

これまで

	以下の事項については、使用者が労働契約の締結時に明示しなければなりません。
明示事項	①労働契約の期間 ②有期労働契約の更新の基準 ③就業場所・従事すべき業務 ④始業・終業時刻、所定労働時間超えの労働の有無、休憩時間、休日、休暇、2交代制等に関する事項 ⑤賃金の決定・計算・支払方法、賃金の締切・支払時期、昇給に関する事項 ⑥退職（解雇を含む）に関する事項 ⑦その他
明示方法	①～⑥の事項については、労働者にとって非常に重要な情報であるため、書面の交付によって明示しなければなりません。（様式は厚労省HP主要様式ダウンロードコーナー「労働条件通知書」参照）



施行日（平成31年4月1日）以降

明示事項	使用者が明示しなければならない事項に変更はありません。
明示方法	①～⑥の事項については、原則、書面の交付が必要。 ただし、労働者が希望した場合には使用者は以下の方法で労働条件の明示を行うことができます。（ただし、出力可能なものに限られる。） FAX、電子メール等のwebメールサービス、LINE等のSNSメッセージ機能

注意点

- ・電子メール等で労働条件明示を行う場合、印刷、保存しやすいよう添付ファイルで送信することが望ましいです。
- ・労働者が希望していない場合には、労働条件の明示を電子メール等で行うことはできません。そのため、労働者が電子メール等による労働条件明示を希望するかは、個別かつ明示的に確認する必要があります。
- ・労働条件明示を行うにあたっては、明示内容を事実と異なるものにしてはいけません。

本紙に関する問合せは二戸労働基準監督署（TEL0195-23-4131 担当：本安、野崎）まで。令和元年10月4日から岩手県最低賃金が**時間額790円**となりましたのでご注意ください。